

DISCLOSURE 2014

山形県医師信用組合の現況 2014



【釜ノ越桜】（白鷹町）

白鷹町の樹齢800年といわれる高さ約20mのエドヒガンザクラの巨木



山形県医師信用組合

山形市松栄一丁目6番73号

TEL 023-666-5700 FAX 023-666-5701

E-mail : info@yama-ishishinkumi.co.jp

URL <http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>

目 次

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第7条」、「協同組合による金融事業に関する法律（協金法）施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第17号）」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき作成しています。

各開示項目は、以下のページに掲載しています。

項 目	頁	項 目	頁
当 組 合 の 概 要	1	■ 有価証券種類別・残存期間別残高	17
■ ご あ い さ つ	1	■ 有価証券等の時価情報	17
■ 当組合のあゆみ（沿革）	1	資 産 内 容 の 開 示	20
■ 事 業 方 針	1	■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	20
■ 店 舗 一 覧	1	■ リスク管理債権及び同債権に対する保全額	20
■ 主 要 な 事 業 の 内 容	1	そ の 他 の 業 務	21
■ 事 業 の 組 織	2	■ 内 国 為 替	21
■ 役 員 一 覧	2	■ 国 際 業 務	21
■ 総 代 会 に つ い て	2	■ 証 券 業 務	21
■ 報 酬 体 系 に つ い て	5	■ 代 理 業 務	21
■ 組 合 員 数 ・ 出 資 金 の 推 移	5	経 営 管 理 体 制 等	21
事 業 の 概 況 等	6	■ 法 令 遵 守 態 勢	21
■ 平成25年度 経営環境・事業概況	6	■ リ ス ク 管 理 態 勢	21
■ 主 要 な 経 営 指 標 の 推 移	6	■ 苦情処理措置・紛争解決措置	22
■ 貸 借 対 照 表	7	■ 反社会的勢力に対する取組み	23
■ 損 益 計 算 書	12	■ 金 融 円 滑 化 へ の 取 組 み	24
■ 剰 余 金 処 分 計 算 書	13	■ 経 営 者 保 証 ガ イ ド ラ イ ン へ の 取 組 み	25
■ 財 務 諸 表 の 適 正 性 ・ 内 部 監 査 の 有 効 性	13	■ 中 小 企 業 の 経 営 改 善 及 び 地 域 の 活 性 化 へ の 取 組 み 状 況	25
損 益 の 状 況 ・ 経 営 諸 比 率 等	13	■ 地 域 貢 献	25
■ 業 務 粗 利 益	13	自 己 資 本 の 充 実 の 状 況 等 に つ い て（定 性 的 開 示 事 項）	26
■ 業 務 純 利 益	13	■ 自 己 資 本 調 達 手 段 の 概 要	26
■ 資 金 運 用 勘 定 ・ 調 達 勘 定 の 平 均 残 高 等	13	■ 自 己 資 本 の 充 実 度 に 関 す る 評 価 方 法 の 概 要	26
■ 受 取 利 息 及 び 支 払 利 息 の 増 減	13	■ 信 用 リ ス ク に 関 す る 事 項	26
■ 役 務 取 引 の 状 況	13	■ 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 に 関 す る	26
■ そ の 他 の 業 務 損 益 の 内 訳	13	■ リ ス ク 管 理 の 方 針 及 び 手 続 の 概 要	26
■ 経 費 の 内 訳	14	■ 派 生 商 品 取 引 及 び 長 期 決 済 期 間 取 引 の 取 引 相 手 の	26
■ 預 貸 率 及 び 預 証 率	14	■ リ ス ク に 関 す る リ ス ク 管 理 の 方 法 及 び 手 続 の 概 要	26
■ 総 資 産 利 益 率	14	■ 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー に 関 す る 事 項	26
■ 総 資 金 利 鞘 等	14	■ オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク に 関 す る 事 項	26
■ 1 店 舗 当 た り の 預 金 ・ 貸 出 金 残 高	14	■ 出 資 そ の 他 に 関 す る エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 又 は 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	26
■ 職 員 1 人 当 た り の 預 金 ・ 貸 出 金 残 高	14	■ 関 す る リ ス ク 管 理 の 方 針 及 び 手 続 の 概 要 に 関 す る 事 項	26
預 金 貸 出 金 の 状 況	15	■ 金 利 リ ス ク に 関 す る 事 項	27
■ 預 金 種 目 別 残 高（期 末 残 高）	15	自 己 資 本 の 充 実 の 状 況 等 に つ い て（定 量 的 開 示 事 項）	28
■ 預 金 種 目 別 残 高（平 均 残 高）	15	■ 自 己 資 本 の 構 成 に 関 す る 状 況	28
■ 定 期 預 金 種 類 別 残 高	15	■ 自 己 資 本 の 充 実 度 に 関 す る 状 況	30
■ 預 金 者 別 預 金 残 高	15	■ 信 用 リ ス ク に 関 す る 事 項（証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー を 除 く）	31
■ 貸 出 金 科 目 別 残 高（期 末 残 高）	15	■ 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 に 関 す る 事 項	33
■ 貸 出 金 科 目 別 残 高（平 均 残 高）	15	■ 派 生 商 品 取 引 及 び 長 期 決 済 期 間 取 引 の 取 引 相 手 の リ ス ク に 関 す る 事 項	33
■ 貸 出 金 金 利 区 分 別 残 高	15	■ 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー に 関 す る 事 項	33
■ 貸 出 金 使 途 別 残 高	15	■ 出 資 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー に 関 す る 事 項	33
■ 貸 出 金 業 種 別 残 高 ・ 構 成 比	16	■ 金 利 リ ス ク に 関 す る 事 項	34
■ 担 保 種 類 別 貸 出 金 残 高 ・ 債 務 保 証 見 返 額	16	預 金 商 品 な ら び に 融 資 商 品 に つ い て	34
■ 消 費 者 ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン 残 高	16		
■ 貸 倒 引 当 金 の 内 訳	16		
■ 貸 出 金 償 却 額	16		
有 価 証 券 等 の 状 況	17		
■ 有 価 証 券 種 類 別 残 高（期 末 残 高）	17		
■ 有 価 証 券 種 類 別 残 高（平 均 残 高）	17		

当組合の概要

■ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（平成25年度）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

山形県医師信用組合は、設立以来、県内医療業界における相互扶助の精神に基づき、山形県医師会をはじめ各郡市区医師会、関係諸団体ならびに組合員の皆様のお役に立つ金融機関をめざしております。

今後とも、山形県医師信用組合は、組合員の皆様により充実した金融サービスをご提供できますよう、これまで以上に経営の健全性の確保と強固な経営基盤の確立に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導を心からお願い申し上げます。

山形県医師信用組合
理事長 徳永正靱

■当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和48年5月 山形県医師信用組合として設立、組合員数 426名、事務所 山形市香澄町二丁目9番19号
初代理事長 渡辺一男先生就任
（加盟団体） 全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会
- 昭和52年7月 医療金融公庫（現 独立行政法人福祉医療機構）代理店の指定を受ける
- 平成3年7月 山形市荒楯町一丁目8番9号に事務所を移転
- 平成20年7月 山形市松栄一丁目6番73号（現在地）に事務所を移転
- 平成21年2月 信用組合共同センター（SKC）加盟
全国信用組合データ通信システム・新コンピュータシステムに移行

■事業方針

■基本理念

1. 県内医療業界内の金融の円滑化に寄与する。
2. 開業医および勤務医とその家族を含めた組合員の健全な経済的地位の向上に努める。
3. ひいては県内医療業界全体の健全な発展に貢献する。

■経営方針

1. 預金および貸出金の均衡ある増強を図るとともに、より高い金融機能の向上に努める。
2. さらに医療金融の大きな枠組みの中で、医療業界に一番身近な金融機関としての機能を果たせるように努める。
3. 協同組織金融機関として、全組合員に対する公平な運営に心掛けるとともに、堅実な経営を持続する。

■店舗一覧

店名	住所	電話	ファクシミリ
本店	〒990-2473 山形県山形市松栄一丁目6番73号	023-666-5700	023-666-5701

※1. 当組合は、山形県一円を営業範囲としております。

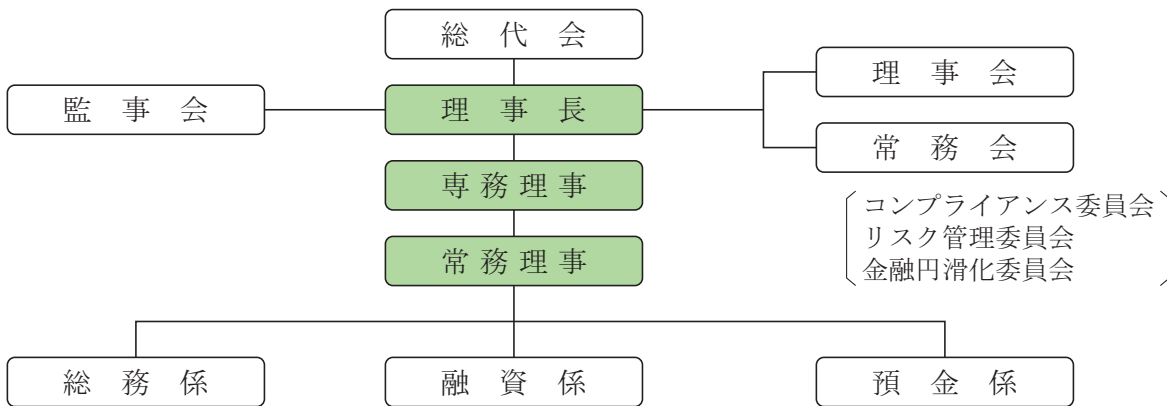
※2. 当組合では、CD・ATMを設置しておりません。

■主要な事業の内容

- A. 預金業務
普通預金、通知預金、定期預金、定期積金（県医師会協力貯蓄預金含む）等を取り扱っております。
- B. 貸出業務
手形貸付、証書貸付を取り扱っております。
- C. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- D. 付帯業務
代理業務：独立行政法人福祉医療機構の代理貸付業務

当組合の概要

■事業の組織



■役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

(平成26年6月21日現在)

理事長／徳永正靱	専務理事／中目千之	常務理事／菅原正俊
理事／清治邦夫	理事／中條明夫	理事／大内清則
理事／齋藤忠明	理事／島貫隆夫	理事／吉岡信弥
理事／齋藤聰	理事／鈴木勉	
監事／小林正義	監事／根本元	監事／福原晶子

※職員出身者以外の理事の登用状況

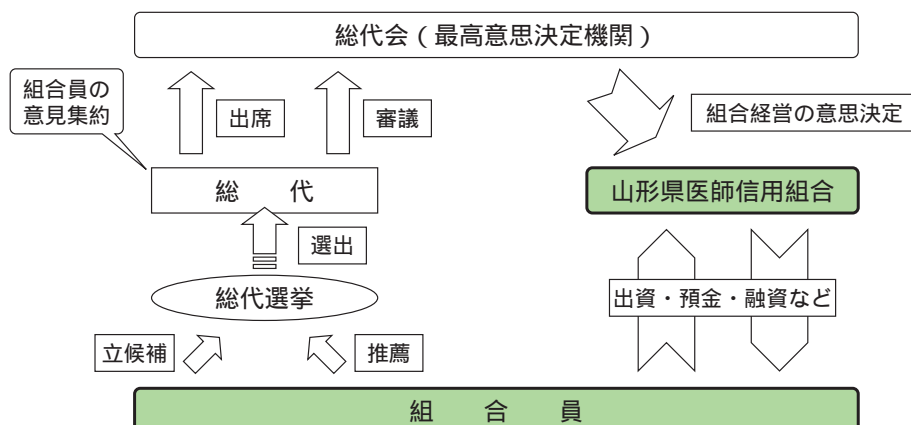
当組合では、常務理事を除く職員出身者以外の理事10名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員意見の多面的な反映に努めています。

■総代会について

■総代会の仕組み（役割）

総代会とは、総会に代わる制度で、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設けることが認められています。「総代会」は、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるように、組合員の中から公平に選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、定款の変更、決算関係書類の承認、理事・監事の選挙など重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

なお、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



当組合の概要

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるように、組合員の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

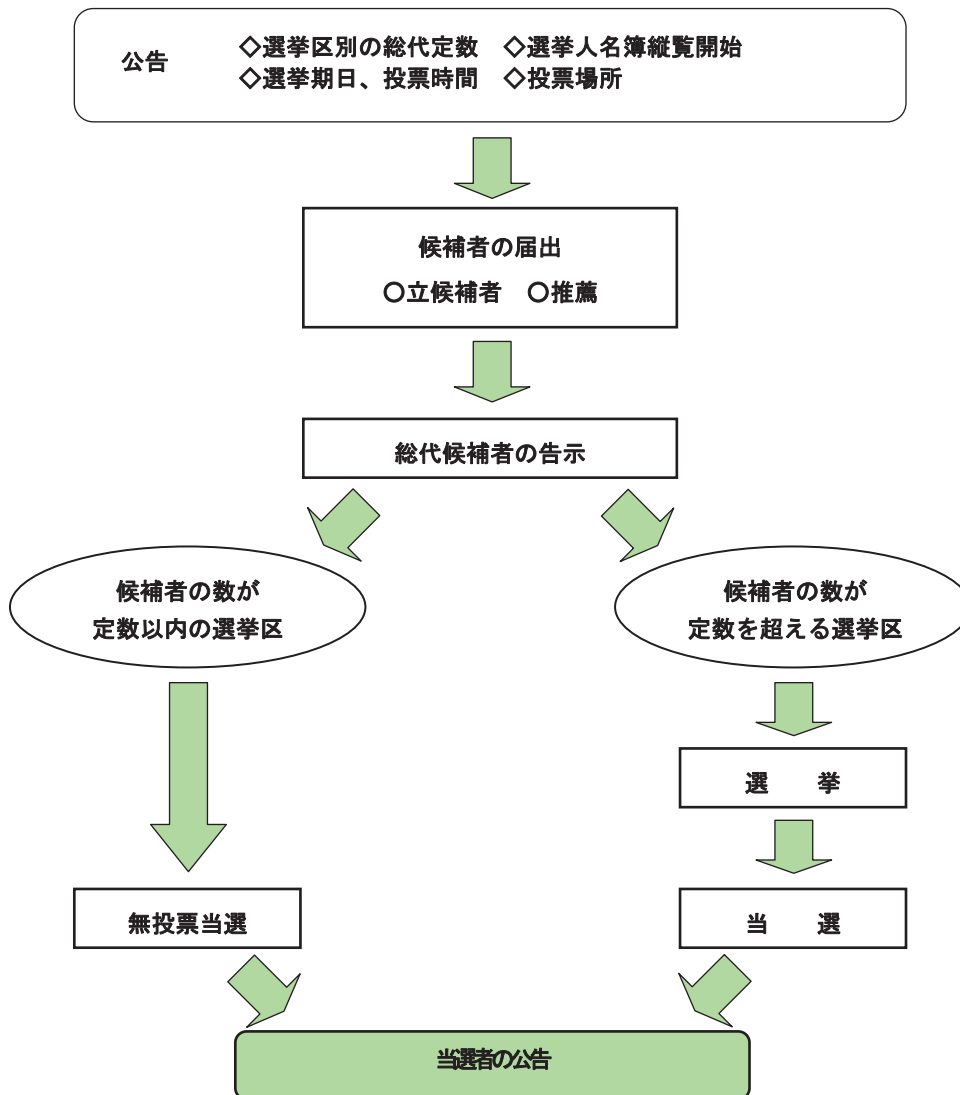
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に立候補した方もしくは選挙区内の組合員より推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平な選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、投票を行わないでその候補者を当選者としています。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は2年となっています。なお、当組合では選挙区を12地区に分け、総代選挙を行っています。

総代の定数は、57人以上100人以内としています。選挙区別の定数は、当該選挙区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しています（平成26年3月31日現在の総組合員数は758人）。

■総代選挙までの流れ



当組合の概要

■総代の選挙区、定数、総代数、総代氏名

(平成26年4月1日現在)

選挙区	総代氏名(敬称略)
第1区 山形大学医師会区 総代数1名 / 総代定数1名	太田 伸男
第2区 山形市医師会区 総代数25名 / 総代定数25名	門馬 孝、朝田 徹、有川 卓、板坂 勝良、大内 敬一、 岡部 健二、笠原 信男、吉福 宏実、小関 憲、小松 芳之、 鈴木 八郎、大道寺 七兵衛、武田 和夫、多田 悦巳、橘 英郎、 鶴宮 康、中島 久雄、羽根田 敦、早坂 真喜雄、古澤 信之、 前田 龍明、松田 綯子、森 和男、山口 登喜雄、山田 修久
第3区 天童市東村山郡医師会区 総代数6名 / 総代定数6名	神村 匡、鞍掛 彰秀、三條 忠夫、細谷 幸雄、増子 邦彦、 目黒 光彦
第4区 寒河江市西村山郡医師会区 総代数5名 / 総代定数5名	和田 潤一、安達 善裕、鈴木 明朗、多田 清一、三浦 民夫
第5区 上山市医師会区 総代数3名 / 総代定数3名	佐藤 紀嗣、須田 暁、原田 正夫
第6区 北村山地区医師会区 総代数4名 / 総代定数4名	神林 隆明、後藤 恒男、柴田 雄二、八鍬 直
第7区 新庄市最上郡医師会区 総代数3名 / 総代定数3名	山科 昭雄、杵渕 篤、渡部 健一
第8区 酒田地区医師会十全堂区 総代数7名 / 総代定数7名	阿部 正和、岡田 恒弘、佐藤 顕、眞田 淳、土門 斉、 本間 清和、矢島 恭一
第9区 鶴岡地区医師会区 総代数8名 / 総代定数8名	三原 一郎、石橋 学、上野 欣一、黒羽根 洋司、斎藤 慎、 土田 兼史、中村 秀幸、横山 靖
第10区 南陽市東置賜郡医師会区 総代数4名 / 総代定数4名	後藤 利昭、薄場 修、大西 正一、加藤 浩司
第11区 長井市西置賜郡医師会区 総代数3名 / 総代定数3名	大森 典夫、齋藤 和幸、寺島 賢二郎
第12区 米沢市医師会区 総代数7名 / 総代定数7名	高橋 秀昭、石橋 正道、石山 清司、遠藤 一平、島田 耕司、 大道寺 浩一、仁科 盛之
合計	総代数 76名 / 総代定数 76名

■総代会の決議事項

第41期通常総代会が、平成26年6月21日(土)午後4時30分より、山形市のホテルキャッスルで開催されました。当日は総代76名のうち、出席75名(うち書面議書及び委任状による出席者38名)のもと、全議案が可決・承認されました。

【山形県医師信用組合 第41期通常総代会】



【決議事項】

第1号議案

第41期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案並びに附属明細書承認の件

・満場異議なく、原案通り可決・承認されました。

第2号議案

平成26年度事業計画・収支予算(案)承認の件

・満場異議なく、原案通り可決・承認されました。

第3号議案

任期満了に伴う理事及び監事全員選任の件

・満場異議なく、原案通り可決・承認されました。

第4号議案

退任役員に対する退任慰労金贈呈の件

・満場異議なく、原案通り可決・承認されました。

当組合の概要

■報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、非常勤を含む全理事および全監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

なお、賞与につきましては、非常勤を含む全役員に対し、支給しておりませんが、支給の要あるときは、前年度の業績等を勘案し、各理事の賞与額は理事会、各監事の賞与額は監事の協議により決定いたします。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払額につきましては、在任期間中の役位および在任年数に基づき支給基準が規程で定められており、支払時期および支払方法等については、総代会の決議により決定しております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	6,800

注1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は3名です（期中に退任した者を含む）。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」6,000千円、「退

職慰労金」800千円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第1条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる

「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「諸給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

■組合員数・出資金の推移

(単位：人、百万円)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	組合員数	出資金額	組合員数	出資金額
個 人	6 3 2	7 1	6 6 6	7 5
法 人	8 5	6	9 2	6
合 計	7 1 7	7 7	7 5 8	8 2

事業の概況等

■平成25年度 経営環境・事業概況

■金融経済環境

平成25年度のわが国経済は、政府や日銀の大胆な景気浮揚対策で個人消費や内需が回復傾向にあり、家計所得や投資の増加傾向が続く景気回復が確かなものになりつつある事が期待されております。しかしながら、地方経済にはその効果が十分に及んでいないのが実情であり、中小企業・小規模事業者は、原材料高、燃料高等のコスト増や、この4月より実施された消費税増税の反動もあって、依然として景気回復を実感するに至っていない状況にあります。

■事業実績

以上のような厳しい経済環境の中、当組合は組合員諸先生方、並びに県医師会を始めとする各郡市区医師会、関連諸団体のご理解とご支援により、期末預金残高は対前期比5.15%、432百万円増加し8,811百万円となりました。また、期末貸出金残高につきましては、開業支援資金や住宅ローン資金の増加などにより対前期比14.55%、347百万円増加し、2,734百万円となりました。

収益面では、有価証券運用での円安による配当収入の増加により一般の会社の売り上げにあたる経常収益は対前期比16百万円増加の146百万円を確保致しました。また、業務純益は対前期比3百万円増加の58百万円となりましたが、税引き後の当期純利益では、当期の法人税等の引当増により対前期比12百万円減少の32百万円の計上に留まりました。

なお、経営の健全性を示す自己資本比率については、期末の貸出金が増加したものの、有価証券での効率運用を行った為、対前期比0.12%上昇の21.56%となりました。自己資本比率については、平成26年3月期より新国内自己資本比率規制が導入されましたが、当組合は依然として東北地区金融機関の中ではトップクラスの高い水準を確保しております。

■事業の展望及び対処すべき課題

現在わが国の喫緊の課題である社会保障と税の一体改革による社会保障の充実においても、少子高齢化という社会情勢の変化を背景とする医療・介護サービスの提供体制改革（病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、地域包括ケアシステムの構築等）ならびに医療・介護保険制度の改革などが重要項目として掲げられております。

当組合は医業向けの業域信用組合であり、これらの社会情勢の変化・要請に応え、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組を行っていく方針であります。

また、金融仲介機能の一層の発揮こそが、当組合設立時の設立趣意書における「・・・（略）、不足資金の補完的金融として、医業関係者の蓄積資金を結集し、これを相互に活用し同業者扶助の精神に則り、医業の合理化、近代化を進め、もって地域社会における医療福祉の向上を図り、医師の社会的使命を十分に遂行し得るよう、相互扶助機関としての信用組合を設立するものである。」との高い志を全うするものであると考えております。

■主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	130,546	111,401	118,709	129,813	146,055
経 常 利 益	11,034	24,968	38,951	51,668	60,788
当 期 純 利 益	11,811	14,097	38,455	44,483	32,042
預 金 積 金 残 高	7,031,253	7,404,557	7,625,234	8,379,965	8,811,967
貸 出 金 残 高	1,540,598	1,470,573	2,014,008	2,387,229	2,734,571
有 価 証 券 残 高	4,601,136	5,011,713	4,871,198	5,014,038	5,191,884
総 資 産 額	7,800,611	8,146,415	8,450,601	9,400,112	9,858,050
純 資 産 額	700,571	716,333	788,476	937,565	958,412
自 己 資 本 比 率	25.27 %	25.51 %	23.26 %	21.44 %	21.56 %
出 資 総 額	74,080	74,650	75,000	77,570	82,130
出 資 総 口 数	7,408 口	7,465 口	7,500 口	7,757 口	8,213 口
出資に対する配当金	2,738	2,951	2,935	6,107	3,146
職 員 数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

事業の概況等

■貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額		科 目 (負債の部)	金 額	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
現 金	814	503	預金積金	8,379,965	8,811,967
預 け 金	1,993,787	1,905,198	当座預金	-	-
全信組連短期資金	-	-	普通預金	226,973	245,669
買入手形	-	-	貯蓄預金	-	-
コールローン	-	-	通知預金	-	-
買現先勘定	-	-	定期預金	7,585,163	7,955,764
債券貸借取引支払保証金	-	-	定期積金	567,800	610,521
買入金銭債権	-	-	その他の預金	28	12
金銭の信託	-	-	譲渡性預金	-	-
商品有価証券	-	-	借入金	-	-
商品国債	-	-	当座借越	-	-
商品地方債	-	-	再割引手形	-	-
商品政府保証債	-	-	売渡手形	-	-
その他の商品有価証券	-	-	コールマネー	-	-
有価証券	5,014,038	5,191,884	売現先勘定	-	-
国債	645,900	747,070	債券貸借取引受入担保金	-	-
地方債	951,747	1,433,920	コマーシャル・ペーパー	-	-
短期社債	-	-	外国為替	-	-
社債	2,514,152	2,608,827	外国他店預り	-	-
株式	2,238	2,066	外国他店借	-	-
その他の証券	900,000	400,000	売渡外国為替	-	-
貸出金	2,387,229	2,734,571	未払外国為替	-	-
割引手形	-	-	その他負債	21,481	27,677
手形貸付	51,000	26,000	未決済為替借	-	-
証書貸付	2,336,229	2,708,571	未払費用	12,423	11,708
当座貸越	-	-	給付補填備金	1,272	2,079
外国為替	-	-	未払法人税等	4,000	9,568
外国他店預け	-	-	前受収益	1,717	1,821
外国他店貸	-	-	払戻未済金	1,060	1,840
買入外国為替	-	-	払戻未済持分	-	-
取立外国為替	-	-	職員預り金	-	-
その他資産	36,252	34,055	先物取引受入証拠金	-	-
未決済為替貸	-	-	先物取引差金勘定	-	-
全信組連出資金	10,000	10,000	借入商品債券	-	-
商工中金出資金	-	-	借入有価証券	-	-
前払費用	-	124	売付商品債券	-	-
未収収益	23,531	21,848	売付債券	-	-
先物取引差入証拠金	-	-	金融派生商品	-	-
先物取引差金勘定	-	-	リース債務	-	-
保管有価証券等	-	-	その他の負債	1,008	658
金融派生商品	-	-	賞与引当金	791	966
その他の資産	2,721	2,081	役員賞与引当金	-	-
有形固定資産	2,825	679	退職給付引当金	3,140	4,223
建物	506	458	役員退職慰労引当金	4,380	5,180
土地	-	-	特別法上の引当金	-	-
建設仮勘定	-	-	金融商品取引責任準備金	-	-
その他の有形固定資産	2,319	220	繰延税金負債	52,786	49,622
無形固定資産	272	154	再評価に係る繰延税金負債	-	-
ソフトウェア	137	19	債務保証	-	-
のれん	-	-	負債の部合計	8,462,546	8,899,638
リース債権	-	-	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	134	134	出資金	77,570	82,130
前払年金費用	-	-	普通出資金	77,570	82,130
繰延税金資産	-	-	優先出資金	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-	優先出資金申込証拠金	-	-
債務保証見返	-	-	資本剰余金	-	-
貸倒引当金	△35,108	△8,996	資本準備金	-	-
(うち個別貸倒引当金)	△27,412	-	その他資本剰余金	-	-
			利益剰余金	707,140	733,075
			利益準備金	75,000	77,570
			その他利益剰余金	632,140	655,505
			特別積立金	577,159	612,159
			(目的積立金)	(13,710)	(-)
			当期末処分剰余金	54,981	43,346
			自己優先出資	-	-
			自己優先出資金申込証拠金	-	-
			組合員勘定合計	784,710	815,205
			その他有価証券評価差額金	152,854	143,206
			繰延ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	-	-
			評価・換算差額等合計	152,854	143,206
			純資産の部合計	937,565	958,412
資産の部合計	9,400,112	9,858,050	負債及び純資産の部合計	9,400,112	9,858,050

事業の概況等

■貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年	その他	4年～20年
-----	-----	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と、税法基準の法定繰入率にて算定した額とのどちらか大きい方の額を引当てております。当事業年度は、法定繰入率にて算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 60百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 16百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計はありません。
- 出資1口当たりの純資産額は116,694円54銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務

事業の概況等

などの金融業務を行っております。このため、業務に内在する各種リスクについて一元的・総合的に捉え、経営体力と比較・対照することにより業務の健全性を確保する統合的リスク管理を行っております。ただし、デリバティブ取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内及び医業界のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建有価証券は保有しておりません。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。なお、変動金利の預金は取扱っておりません。

(3)金融商品に係るリスク管理態勢

①信用リスクの管理

当組合は、業務内容方法書、貸出細則及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、融資関連部署により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会（常務会が兼ねる）や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、定期的にリスク管理委員会がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクについては、業務関連部署において、販売証券会社等からの信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理によって金利変動リスクを管理しております。統合的リスク管理方針、リスク管理規程、市場関連リスク管理規程において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された金利リスクに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、四半期ベースで業務関連部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合では、為替取引は行っておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

当組合は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク関連規程及び資金運用基準に従い行われております。

また、市場運用商品の購入に際しては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は業務関連部署を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告しております。また、当組合で保有している株式は、全て事業推進目的で保有しているものであります。

(iv) デリバティブ取引

当組合では、デリバティブ取引は行っておりません。

③流動性リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理を通して、適時に預け金や有価証券を含めた資金管理を行い、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、つぎのとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	1,905	1,916	11
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	400	375	△24
その他の有価証券	4,791	4,791	-
(3) 貸出金 (※1)	2,734		
貸倒引当金 (※2)	△8		
金融資産計	2,725	2,758	33
(1) 預金積金	8,811	8,763	△48
金融負債計	8,811	8,763	△48

(※1) 貸出金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法

◇金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価と帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

事業の概況等

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所又は取引証券会社から提示された価格によっております。なお、投資信託、変動利付国債、当組合保証付私募債は保有しておりません。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

◇金融負債

(1) 預金積金要求払預金については、決算日に要求された場合の支払価額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	0
組合出資金（※2）	10
合 計	10

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、21まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当事項ありません

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	400	375	△24
小 計	400	375	△24
合 計	400	375	△24

(注) 時価は当事業年度末における市場価格に基づいております。

(3) その他の有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	1	0	1
債 券	3,992	3,794	197
国 債	747	689	57
地 方 債	935	905	30
短期社債	-	-	-
社 債	2,310	2,199	110
そ の 他	-	-	-
小 計	3,994	3,795	198

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	-	-	-
債 券	797	799	△2
国 債	-	-	-
地 方 債	498	499	△1
短期社債	-	-	-
社 債	298	300	△1
そ の 他	-	-	-
小 計	797	799	△2
合 計	4,791	4,595	196

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
600 百万円	23 百万円	10 百万円

事業の概況等

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	206	626	2,144	2,211
国債	-	-	100	646
地方債	105	314	703	309
短期社債	-	-	-	-
社債	100	311	1,241	955
その他	-	-	100	300
合計	206	626	2,144	2,211

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

未払事業税	0	百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	-	
賞与引当金	0	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1	
役員退職慰労引当金	1	
その他	-	
繰延税金資産合計	3	

繰延税金負債

その他有価証券評価差益	52	百万円
繰延税金負債合計	52	

繰延税金負債の純額	49	百万円
-----------	----	-----

事業の概況等

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度	科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	129,813	146,055	その他業務費用	1,227	10,580
資金運用収益	104,635	119,384	外国為替売買損	-	-
貸出金利息	34,775	35,652	商品有価証券売買損	-	-
預け金利息	8,229	8,356	国債等債券売却損	159	10,580
買入手形利息	-	-	国債等債券償還損	-	-
コールローン利息	-	-	国債等債券償却	-	-
買現先利息	-	-	金融派生商品費用	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-	その他の業務費用	-	-
有価証券利息配当金	61,230	74,975	一般貸倒引当金繰入額	1,068	-
金利スワップ受入利息	-	-	経 費	52,313	54,421
その他の受入利息	400	400	人 件 費	23,985	25,619
役務取引等収益	43	45	物 件 費	28,198	28,690
受入為替手数料	-	-	税 金	130	111
その他の役務収益	43	45	その他経常費用	4,223	10
その他業務収益	25,114	23,774	貸出金償却	-	-
外国為替売買益	-	-	個別貸倒引当金繰入額	△900	-
商品有価証券売買益	-	-	株式等売却損	-	-
国債等債券売却益	23,770	23,345	株式等償却	-	-
国債等債券償還益	-	100	金銭の信託運用損	-	-
金融派生商品収益	-	-	その他資産償却	-	-
その他の業務収益	1,344	328	その他の経常費用	5,123	10
その他経常収益	20	2,850	経常利益（経常損失）	51,668	60,788
貸倒引当金戻入益	-	2,850	特 別 利 益	-	-
償却債権取立益	-	-	固定資産処分益	-	-
株式等売却益	-	-	負ののれん発生益	-	-
金銭の信託運用益	-	-	金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の経常収益	20	-	その他の特別利益	-	-
経 常 費 用	78,145	85,267	特 別 損 失	-	0
資金調達費用	16,822	16,272	固定資産処分損	-	0
預金利息	15,545	14,854	減 損 損 失	-	-
給付補填備金繰入額	1,277	1,417	金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
譲渡性預金利息	-	-	その他の特別損失	-	-
借用金利息	-	-	税引前当期純利益（純損失）	51,668	60,788
売渡手形利息	-	-	法人税、住民税及び事業税	7,792	22,442
コールマネー利息	-	-	法人税等調整額	△606	6,302
売現先利息	-	-	当期純利益（純損失）	44,483	32,042
債券貸借取引支払利息	-	-	繰越金（当期首残高）	10,498	11,304
コマーシャル・ペーパー利息	-	-	特別積立金取崩額	-	-
金利スワップ支払利息	-	-	当期末処分剰余金（未処理損失金）	54,981	43,346
その他の支払利息	-	-			
役務取引等費用	3,557	3,982			
支払為替手数料	406	414			
その他の役務費用	3,150	3,568			

(注1) 記載金額は、千円未満切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示未満を切り捨てて表示しています。

(注2) 出資金1口当たりの当期純利益 4,034円01銭

事業の概況等

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	平成24年度	平成25年度
当期未処分剰余金	54,981	43,346
積立金取崩額	5,000	-
剰余金処分額	59,981	32,350
利益準備金	2,570	3,204
普通出資配当金	6,107	3,146
(配当率)	(年8%の割合)	(年4%の割合)
(うち記念配当率)	(年4%の割合)	-
特別積立金	40,000	26,000
繰越金(当期末残高)	11,304	10,995

(注) 当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」には該当していませんので、法定監査は実施しておりません。

■財務諸表の適正性・内部監査の有効性

私は、当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第41期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月21日

山形県医師信用組合

理事長 有海 邦行 

損益の状況・経営諸比率等

■業務粗利益

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
資金運用収益	104,635	119,384
資金調達費用	16,822	16,272
資金運用収支	87,812	103,112
役員取引等収益	43	45
役員取引等費用	3,557	3,982
役員取引等収支	△3,513	△3,936
その他業務収益	25,114	23,774
その他業務費用	159	10,580
その他業務収支	24,955	13,193
業務粗利益	109,254	112,369
業務粗利益率	1.27%	1.21

(注) 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
業務純益	55,872	58,748

■資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回・%)

項目	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	8,601	104,635	1.21	9,277	119,384	1.28
貸出金	2,271	34,775	1.53	2,523	35,652	1.41
預け金	1,656	8,229	0.49	2,011	8,356	0.41
有価証券	4,663	61,230	1.31	4,732	74,975	1.58
資金調達勘定	7,825	16,822	0.21	8,470	16,272	0.19
預金積金	7,825	16,822	0.21	8,470	16,272	0.19

■受取利息及び支払い利息の増減

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
受取利息の増減	△5,392	14,749
支払利息の増減	△4,023	△550

■役員取引の状況

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
役員取引等収益	43	45
受入為替手数料	-	-
その他の受入手数料	43	45
その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用	3,557	3,982
支払為替手数料	406	414
その他の支払手数料	2	1
その他の役員取引等費用	3,147	3,566

■その他の業務損益の内訳

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
その他業務収益	25,114	23,774
国債等債券売却益	23,770	23,345
国債等債券償還益	-	100
その他の業務収益	1,344	328
その他業務費用	159	10,580
国債等債券売却損	159	10,580
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	-	-

損益の状況・経営諸比率等

■経費の内訳

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
人件費	23,985	25,619
報酬給料手当	20,507	20,715
退職給付費用	727	1,083
その他	2,751	3,820
物件費	28,198	28,690
事務費	12,295	13,430
固定資産費	3,758	3,708
事業費	3,189	3,539
人事厚生費	982	417
減価償却費	2,818	2,262
その他	5,152	5,331
税金	130	111
経費合計	52,313	54,421

■1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
1店舗当たりの預金残高	8,379,965	8,811,967
1店舗当たりの貸出金残高	2,387,229	2,734,571

■職員1人当たりの預金・貸出金残高

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
職員1人当たりの預金残高	2,094,991	2,202,991
職員1人当たりの貸出金残高	596,807	683,642

■預貸率及び預証率

(単位：%)

項目	平成24年度	平成25年度	
預貸率	期末	28.48	31.03
	期中平均	29.03	29.79
預証率	期末	59.83	58.91
	期中平均	59.59	55.87

(注1) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

(注2) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

■総資産利益率

(単位：%)

項目	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.59	0.65
総資産当期純利益率	0.51	0.34

(注1) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

(注2) 総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■総資金利鞘等

(単位：%)

項目	平成24年度	平成25年度
資金運用利回(A)	1.21	1.28
資金調達原価率(B)	0.88	0.82
総資金利鞘(A)-(B)	0.33	0.46

(注1) 資金運用利回=資金運用収益÷資金運用勘定平均残高×100

(注2) 資金調達原価率=(資金調達費用+経費)÷資金調達勘定平均残高×100

預金・貸出金の状況

■預金種目別残高（期末残高）

（単位：千円、％）

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	227,002	2.7	245,682	2.8
定期性預金	8,152,963	97.3	8,566,285	97.2
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	8,379,965	100.0	8,811,967	100.0

■貸出金科目別残高（期末残高）

（単位：千円、％）

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	51,000	2.1	26,000	1.0
証書貸付	2,336,229	97.9	2,708,571	99.0
当座貸越	-	-	-	-
合 計	2,387,229	100.0	2,734,571	100.0

■預金種目別残高（平均残高）

（単位：千円、％）

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	221,887	2.8	243,282	2.9
定期性預金	7,603,730	97.2	8,226,911	97.1
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	7,825,617	100.0	8,470,193	100.0

■貸出金科目別残高（平均残高）

（単位：千円、％）

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	23,868	1.1	29,272	1.2
証書貸付	2,247,935	98.9	2,494,094	98.8
当座貸越	-	-	-	-
合 計	2,271,804	100.0	2,523,366	100.0

■定期預金種類別残高

（単位：千円）

区 分	平成24年度	平成25年度
固定金利定期預金	7,585,163	7,955,764
変動金利定期預金	-	-
その他の預金	-	-
合 計	7,585,163	7,955,764

■貸出金金利区分別残高

（単位：千円）

区 分	平成24年度	平成25年度
固定金利貸出	942,207	939,992
変動金利貸出	1,445,022	1,794,579
合 計	2,387,229	2,734,571

■預金者別預金残高

（単位：千円、％）

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	6,232,489	74.4	6,538,053	74.2
法 人	2,130,319	25.4	2,258,129	25.6
一般法人	2,130,290	25.4	2,258,116	25.6
金融機関	28	0.0	12	0.0
公 金	-	-	-	-
任意団体	17,157	0.2	15,785	0.2
合 計	8,379,965	100.0	8,811,967	100.0

■貸出金用途別残高

（単位：千円、％）

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	1,117,682	46.8	1,092,577	40.0
設備資金	1,269,547	53.2	1,641,994	60.0
合 計	2,387,229	100.0	2,734,571	100.0

預金・貸出金の状況

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業種別	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	-	-	-	-
農業・林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業・郵便業	-	-	-	-
卸売業・小売業	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	1,151,903	48.3	1,211,018	44.3
その他のサービス	-	-	-	-
その他の産業	60,000	2.5	46,000	1.7
小計	1,211,904	50.8	1,257,018	46.0
地方公共団体	-	-	-	-
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,175,325	49.2	1,477,552	54.0
合計	2,387,229	100.0	2,734,571	100.0

■担保種類別貸出金残高・債務保証見返額

(単位：千円、%)

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸出金額	構成比	貸出金額	構成比
当組合預金積金	69,000	2.9	57,000	2.1
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	876,320	36.7	1,155,625	42.3
その他	-	-	-	-
小計	945,320	39.6	1,212,625	44.4
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-
保証証	1,354,364	56.7	1,485,447	54.3
信用	87,544	3.7	36,498	1.3
合計	2,387,229	100.0	2,734,571	100.0

(注) 債務保証見返額は該当ありません。

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

科目	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	148,465	15.9	176,779	15.6
住宅ローン	786,160	84.1	958,126	84.4
合計	934,626	100.0	1,134,905	100.0

■貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区分	平成24年度			平成25年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期首残高	6,627	28,312	34,939	7,696	27,412	35,108
当期増加額	7,696	27,412	35,108	8,996	-	8,996
当期減少額	6,627	28,312	34,939	7,696	27,411	35,108
うち目的使用	-	-	-	-	23,261	23,261
うちその他	6,627	28,312	34,939	7,696	4,150	4,150
期末残高	7,696	27,412	35,108	8,996	-	8,996

■貸出金償却額

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	-	-

有価証券等の状況

■有価証券種類別残高（期末残高）

（単位：千円、％）

種 類	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	645,900	12.9	747,070	14.4
地 方 債	951,747	19.1	1,433,920	27.6
短期社債	-	-	-	-
社 債	2,514,152	50.1	2,608,827	50.3
株 式	2,238	0.0	2,066	0.0
外国証券	900,000	17.9	400,000	7.7
その他の証券	-	-	-	-
合 計	5,014,038	100.0	5,191,884	100.0

（注）当組合では、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別残高（平均残高）

（単位：千円、％）

種 類	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	363,364	7.8	677,386	14.3
地 方 債	714,574	15.3	980,865	20.7
短期社債	-	-	-	-
社 債	2,457,390	52.7	2,365,164	50.0
株 式	951	0.0	951	0.0
外国証券	1,127,397	24.2	707,945	15.0
その他の証券	-	-	-	-
合 計	4,663,677	100.0	4,732,313	100.0

■有価証券種類別・残存期間別残高

（単位：千円）

区 分		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
		国 債	平成24年度	-	-	-	-	-	645,900
	平成25年度	-	-	-	-	100,340	646,730	-	747,070
地 方 債	平成24年度	-	210,537	108,180	216,090	310,120	106,820	-	951,747
	平成25年度	105,870	101,780	212,750	-	703,580	309,940	-	1,433,920
短期社債	平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	平成24年度	100,360	101,430	203,580	525,250	414,130	1,169,132	-	2,514,152
	平成25年度	100,930	102,800	208,990	531,650	709,424	955,033	-	2,608,827
株 式	平成24年度	-	-	-	-	-	-	2,238	2,238
	平成25年度	-	-	-	-	-	-	2,066	2,066
外国証券	平成24年度	-	-	-	-	100,000	800,000	-	900,000
	平成25年度	-	-	-	100,000	-	300,000	-	400,000
その他の証券	平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	平成24年度	100,630	311,967	311,760	741,340	824,250	2,721,852	2,238	5,014,038
	平成25年度	206,800	204,580	421,740	631,650	1,513,344	2,211,703	2,066	5,191,884

（注）社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

■有価証券等の時価情報

（1）売買目的有価証券

（単位：百万円）

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

有価証券等の状況

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	900	812	△87	400	375	△24
	小 計	900	812	△87	400	375	△24
合 計	900	812	△87	400	375	△24	

(注1) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券であります。

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めておりません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	株 式	2	0	1	1	0	1
	債 券	3,923	3,700	223	3,992	3,794	197
	国 債	645	591	54	747	689	57
	地 方 債	951	905	46	935	905	30
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	2,326	2,203	122	2,310	2,199	110
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	3,925	3,701	224	3,994	3,795	198
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	188	197	△9	797	799	△2
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	498	499	△1
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	188	197	△9	298	300	△1
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	188	197	△9	797	799	△2
合 計	4,113	3,898	215	4,791	4,595	196	

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券であります。

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めておりません。

有価証券等の状況

(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国証券	-	-
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	-	-
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
その他の有価証券	0	0
非上場株式	0	0
非上場外国証券	-	-
合 計	0	0

(6) 金銭の信託

該当事項ありません

(7) デリバティブ取引

該当事項ありません

資産内容の開示

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B) + (C)	保 全 率 (D) / (A)	貸倒引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	-	-	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-	-	-
危 険 債 権	平成24年度	27	0	27	27	100.0	100.0
	平成25年度	-	-	-	-	-	-
要管理債権	平成24年度	-	-	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-	-	-
不良債権計	平成24年度	27	0	27	27	100.0	100.0
	平成25年度	-	-	-	-	-	-
正 常 債 権	平成24年度	2,359	-	-	-	-	-
	平成25年度	2,734	-	-	-	-	-
合 計	平成24年度	2,387	-	-	-	-	-
	平成25年度	2,734	-	-	-	-	-

- (注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (注3) 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- (注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- (注5) 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注6) 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- (注7) 金額は、決算後(償却後)の計数です。

■リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C) / (A)
破綻先債権	平成24年度	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-
延滞債権	平成24年度	27	0	27	100.0
	平成25年度	-	-	-	-
3か月以上延滞債権	平成24年度	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成24年度	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-
合 計	平成24年度	27	0	27	100.0
	平成25年度	-	-	-	-

- (注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ。会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- (注2) 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
- (注3) 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
- (注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
- (注5) 「担保・保証額(B)」とは、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- (注6) 「貸倒引当金(C)」には、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- (注7) 「保全率(B+C)/(A)」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合のことです。
- (注8) これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

その他の業務

■その他の業務

■内国為替

◇内国為替取扱実績

該当事項ありません

■証券業務

◇公共債引受額

該当事項ありません

■国際業務

◇外国為替取扱高

該当事項ありません

◇公共債窓販実績

該当事項ありません

◇外貨建資産残高

該当事項ありません

■代理業務

◇代理貸付残高

該当事項ありません

経営管理体制等

■法令遵守態勢

(1) 基本方針

当組合は、医業における協同組織金融機関として、医師、医療機関及び組合員の先生方への金融業務を通じた地域医療の整備促進並びに組合員の皆様の生活向上に貢献することを基本理念としております。そのため、お客様や地域社会から疑惑や不信を招くような行為を防止することはもちろんのこと、真に信頼される金融機関をめざして、役職員一同法令遵守の意識を徹底し、公共的使命と社会的責任を常に自覚しながら日々健全な業務遂行に努めております。

(2) 運営体制

当組合では、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ、理事会のほか理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を常務会内に設置し、当組合の行動綱領に基づき法令等遵守基本方針、利益相反管理方針や法令等遵守規程、利益相反管理規程等を制定し法令遵守意識の醸成や啓蒙を図り、役職員一人ひとりがより高い倫理観をもって日々の業務運営及び経営の健全性の向上に努めております。また、反社会的勢力との関係を遮断するために、反社会的勢力に対する基本方針に従い警察等との連携関係の強化に努めております。内部監査については、当組合の監査規程に基づき総合監査を年1回、部分監査を半年に1回（年2回）実施しており、運営管理の改善や不正防止に努めております。

■リスク管理態勢

(1) リスク管理方針

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、経営体力や自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行って、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

(2) 運営体制

当組合では、理事会のほか常務会内にリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関するモニタリング等を行うとともに、適切な改善指示を行って、リスク管理の向上に努めております。

経営管理体制等

■ 苦情処理措置・紛争解決措置

■ 苦情処理措置、紛争解決措置方針

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR 制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応をはかり、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、当組合の苦情等受付窓口で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係各部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の金融機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、顧客サポート等管理責任者が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

■ 苦情等お問い合わせ窓口

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

<当組合へのお申出先> 山形県医師信用組合 住 所：990-2473 山形県山形市松栄1丁目6番73号 電話番号：023-666-5700 受 付 日：月曜から金曜（祝日及び当組合の休業日を除く） 受付時間：午前8：30～午後5：00
--

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。（詳しくは、当組合にご相談ください。）

しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会） 住 所：104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 電話番号：03-3567-2456 受 付 日：月曜から金曜（祝日及び協会の休業日を除く） 受付時間：午前9：00～午後5：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する以下の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様から直接仲裁センター等へお申し出いただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月曜～金曜（除：祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00	月曜～金曜（除：祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00	月曜～金曜（除：祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00

経営管理体制等

■注記事項

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

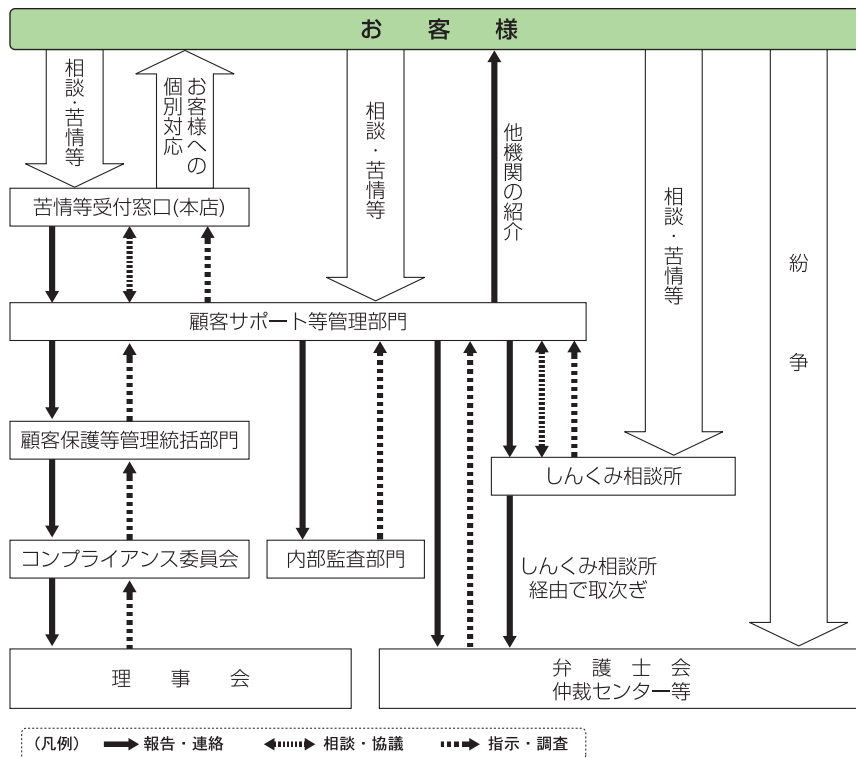
仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

① 移管調停…東京以外の弁護士の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停…東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

■当組合の苦情受付・対応体制



■反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関、関係機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関、および業域金融機関として県医師会、各都市地区医師会と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、地域信用組合としての社会的責任を強く認識し、コンプライアンスを徹底するために組織として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しては、断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で臨みます。

5. 資金提供、不適切・異例取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があろうと、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、または不適切かつ異例な取引および便宜の供与等は決して行いません。

経営管理体制等

■金融円滑化への取組み

平成21年12月4日に施行されました、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)は平成25年3月で終了いたしました。当組合は、この法律の終了後も、当組合で定めた以下の「**金融円滑化管理方針**」に則り、従来と同様の対応を継続してお客様の経営支援に努めております。

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なりスク管理のもと、適切かつ節度あるリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持および業務の健全性ならびに適切性を確保することを目的とします。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

(1) 理事、理事会、常務会、金融円滑化委員会の役割・責任

- ① 理事長は、金融円滑化委員長として、当組合の金融円滑化管理態勢を統括し、金融円滑化管理に係る基本事項および必要事項を組合内に周知します。
- ② 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。
- ③ 常務会は、金融円滑化委員会として金融円滑化に向けた当組合の対応状況の把握や管理態勢の整備に努めるとともに、理事会の補助的役割をはたします。
- ④ 金融円滑化管理担当理事は、理事会の決議に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備および充実ならびに強化にあたります。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 当組合における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有します。
- ② 金融円滑化管理規程および金融円滑化マニュアル等の策定・見直しなど金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案します。
- ③ 研修等により金融円滑化管理の重要性および遵守すべき法令、内部規程等を役職員に周知します。
- ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化担当理事へ報告します。

(3) 金融円滑化管理統括部門の役割・責任

- ① 金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたります。
- ② 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情(以下「相談等」という。)に対する検討・審査および回答について、速やかな対応に努めます。
- ③ 金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理します。
- ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理責任者へ報告します。

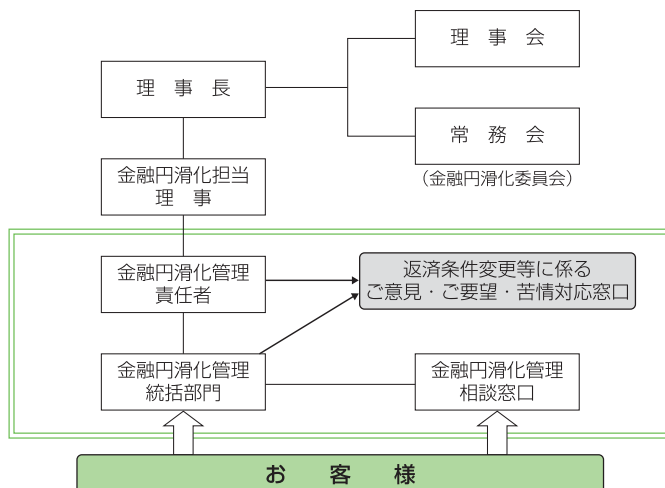
(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 金融円滑化管理統括部門と連携し、金融円滑化管理態勢の整備および推進に努めます。
- ② 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

(5) 金融円滑化に関する相談窓口の設置

金融円滑化に関する相談等窓口を設置し、その担当者は、顧客からの相談等の内容を相談管理簿に記録し、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

■金融円滑化管理態勢に係る組織態勢



経営管理体制等

■貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件の変更等の実施状況（四半期毎）につきましては、当組合のホームページに掲載していますのでご参照ください。（<http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>）

■経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

当組合は、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを自発的に尊重し、遵守するための態勢整備の一環として「**経営者保証に対する対応基本方針**」を定めております。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客さまとの継続かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

■中小企業の経営改善及び地域の活性化への取り組み状況

■中小企業の経営支援に関する取組方針ならびに態勢整備の状況

「金融円滑化への取組み」の項をご参照ください。

■中小企業の経営支援に関する取組状況

（創業・新規事業開拓の支援、成長段階における支援、経営改善・事業再生・業種転換等の支援）

該当事項ありません

■地域の活性化に関する取組状況

該当事項ありません

■地域貢献

■地域に貢献する経営姿勢

医業界における業域信用組合である当組合は、組合員に対する金融サービスを通して、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

■融資を通じた地域貢献

当組合は、医療施設の新規開設や医療施設の増改築、或いは医療機器をはじめとする医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に向けた取組みを支援するため、融資業務を積極的に推進してまいります。

自己資本の充実の状況等について（定性的開示事項）

■自己資本調達手段の概要

自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外では、組合員の皆様からお預かりしている出資金が該当します。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させてきており、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策につきましては、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

■信用リスクに関する事項

a. リスクの説明

信用リスクとは、取引先の財政状況の悪化等により、当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

b. 管理態勢

信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の5原則に従い厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や指針等を明示した「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

c. 評価・計測

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先管理や与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別管理などにより分析・管理しております。また、信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会等に報告し適切に対応する態勢を整備しております。

なお、信用リスク・アセットの算出方法は、標準的手法を採用しております。

d. 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算しております。自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権並びに要管理先債権については、貸倒実績率又は税法基準に則り計算した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権並びに破綻先債権については、回収可能見込額を控除した債権額に相当する額をそれぞれ個別貸倒引当金として計上しております。

e. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関で、すべて有価証券のみに採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ 格付投資情報センター（R&I）
- ・ 日本格付研究所（JCR）
- ・ ムーディーズ（Moody's）
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけと認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないよう融資の取上げ姿勢には留意しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証の必要性が生じた場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご約定いただくなど適切な取扱いに努めております。また、当組合が扱う担保には、当組合の預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には人的保証等があります。その手続については、「貸出細則」や「自己査定基準」等を定め、適切な事務取扱いと適正な評価・管理に努めております。なお、自己資本比率の算出方法を定めた告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合の預金積金が該当します。また、手形貸付、証書貸付取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲内において預金相殺を用いる場合がありますが、当組合が定める事務取扱要領や担保差入証等の約定により適切な取扱いを行っております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続の概要

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

a. リスクの説明

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと又は外生的事象が生起することから、当組合に生じる損失にかかるリスクをいいます。

b. 管理態勢

当組合では、事務リスク管理規程ならびにシステムリスク管理規程等を定め、組織体制や管理の仕組みを整備しております。また、必要に応じて常務会、理事会等に報告し適切に対応する態勢を整え、リスクの未然防止や極小化に努めております。

c. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

a. リスクの説明

株式等エクスポージャーに関するリスクとは、出資先の財務状況の悪化等により当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

自己資本の充実の状況等について（定性的開示事項）

b. 管理態勢

当組合の出資金及び株式エクスポージャーに該当するものは、すべて、当組合の業務運営上の必要性に基づくもので、上部団体や親密金融機関に対する出資金及び株式であります。これらの出資金・株式等エクスポージャーへの投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、当組合が定める資金運用基準に基づき適正な運用及び管理を行い、必要に応じて常務会、理事会に諮るなどして、適切なリスク管理に努めております。

c. 評価・計測

財務諸表やディスクロージャー誌等を基に出資先の経営状況、財務状況等を把握し、適切なリスク管理に努めております。

■金利リスクに関する事項

a. リスクの説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に影響を及ぼすリスクを言います。

b. 管理態勢

具体的には、四半期毎に、運用・調達の銀行勘定を金利更改ラダー方式により各期間帯に振り分け一定の金利ショックを負荷した場合のリスク量を計測してリスクの現状を把握するとともに、必要に応じて経営陣に報告を行っております。また、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、将来の金利変動リスクに備えたリスク管理を厳格に行い、経営の健全化に取り組んでおります。

c. 評価・計測

定期的に以下の金利リスクの算定手法に基づき計測、評価を行い、必要に応じて対策を講ずる態勢としております。

d. 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

・計測手法

「金利更改ラダー方式」

・コア預金

対象：流動性預金（当座預金、普通預金等）

算定方法：現残高の50%相当額

満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値

・リスク計測の頻度

四半期毎

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■自己資本の構成に関する状況

（単位：千円）

項目	平成24年度
（ 自 己 資 本 ）	
出 資 金	77,570
非累積的永久優先出資	-
優先出資申込証拠金	-
資本準備金	-
その他資本余剰金	-
利益準備金	77,570
特別積立金	612,159
繰越金（当期末残高）	11,304
その他	-
自己優先出資（△）	-
自己優先出資申込証拠金	-
その他有価証券の評価差損（△）	-
営業権相当額（△）	-
のれん相当額（△）	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	-
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	-
内部格付手法採用組合等において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	-
基本的項目（A）	778,603
土地の再評価と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	-
一般貸倒引当金	7,696
内部格付手法採用組合等において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-
負債性資本調達手段等	-
負債性資本調達手段	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-
補完的項目不算入額（△）	-
補完的項目（B）	7,696
自己資本総額（A+B）（C）	786,299
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	+
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
内部格付手法採用組合等において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-
PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャー期待損失額	-
基本項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ10ストリップス（告示第223条を準用する場合を含む）	-
控除項目不算入額（△）	-
控除項目計（D）	-
自己資本額（C-D）（E）	786,299
（リスク・アセット等）	
資産（オン・バランス）項目	3,509,328
オフ・バランス取引等項目	-
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	157,293
リスク・アセット等計（F）	36,666,622
T i e r I 比率（A/F）	21.23%
自己資本比率（E/F）	21.44%

（注1）「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

（注2）「その他有価証券の評価差損（△）」欄につきましては、平成26年3月30日までの間は、平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。なお、特例を考慮しない場合の金額は、上記計数と変わりありません。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

（単位：千円）

項 目	平成25年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	812,059	
うち、出資金及び剰余金の額	82,130	
うち、利益剰余金の額	733,075	
うち、外部流出予定額（△）	3,146	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,996	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8,996	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	821,055	
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	154	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	154	-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	154	
自 己 資 本		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	820,901	

（単位：千円）

項 目	平成25年度	経過措置による 不算入額
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	3,636,394	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	-	
うち、繰延税金資産	-	
うち、前払年金費用	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	170,011	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	3,806,406	
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	21.56%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示22号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■自己資本の充実度に関する状況

（単位：百万円）

項 目	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット及び所要自己資本の額合計	3,509	140	3,636	145
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	3,509	140	3,636	145
(i) ソブリン向け	80	3	110	4
(ii) 金融機関向け	762	30	604	24
(iii) 法人等向け	858	34	726	29
(iv) 中小企業等・個人向け	43	1	84	3
(v) 抵当権付住宅ローン	75	3	70	2
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出 資 等	10	0	0	0
出資等エクスポージャー			0	0
重要な出資のエクスポージャー			-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通 出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			10	0
(xi) その他	1,678	67	2,028	81
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			-	-
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			-	-
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額			-	-
⑥中央清算機関関連エクスポージャー			-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	157	6	170	6
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	3,666	146	3,806	152

（注1）所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

（注2）「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

（注3）「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

（注4）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで。

（注5）「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

（注6）オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しております。

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（注7）単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高									
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国	内	8,320	9,265	2,387	2,734	3,888	4,594	-	-	-	-
国	外	900	400	-	-	900	400	-	-	-	-
地 域 別 合 計		9,220	9,665	2,387	2,734	4,788	4,994	-	-	-	-
製	造 業	294	198	-	-	294	198	-	-	-	-
農	業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁	業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱	業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建	設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電	気、ガス、熱供給、水道業	93	-	-	-	93	-	-	-	-	-
情	報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運	輸 業、郵便業	401	400	-	-	401	400	-	-	-	-
卸	売 業、小売業	300	300	-	-	300	300	-	-	-	-
金	融・保険業	2,795	2,606	-	-	800	700	-	-	-	-
不	動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物	品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学	術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿	泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲	食 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生	活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教	育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医	療、福祉	1,151	1,211	1,151	1,211	-	-	-	-	-	-
そ	の他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ	の他の産業	60	46	60	46	-	-	-	-	-	-
国	・地方公共団体等	2,897	3,395	-	-	2,897	3,395	-	-	-	-
個	人	1,175	1,477	1,175	1,477	-	-	-	-	-	-
そ	の他	49	29	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		9,220	9,665	2,387	2,734	4,788	4,994	-	-	-	-
1	年 以 下	750	1,090	105	89	99	205	-	-	-	-
1	年 超 3 年 以 下	821	889	115	339	305	200	-	-	-	-
3	年 超 5 年 以 下	1,654	1,404	1,054	804	300	399	-	-	-	-
5	年 超 7 年 以 下	818	777	124	177	693	600	-	-	-	-
7	年 超 10 年 以 下	923	1,724	129	229	793	1,494	-	-	-	-
1	0 年 超	3,452	3,187	857	1,092	2,595	2,094	-	-	-	-
期	間の定めないもの	749	560	-	-	-	-	-	-	-	-
そ	の他	49	29	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		9,220	9,665	2,387	2,734	4,788	4,994	-	-	-	-

（注1）「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

（注2）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、

（注3）「その他」とは、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーのことであり、

（注4）CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（注5）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

項 目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	6	7	-	6	7
	平成25年度	7	8	-	7	8
個別貸倒引当金	平成24年度	28	27	-	28	27
	平成25年度	27	-	23	4	-
合 計	平成24年度	34	35	-	34	35
	平成25年度	35	8	23	11	8

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	目的使用		その他		平成24年度	平成25年度		
医療、福祉	28	27	27	-	-	23	28	4	27	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28	27	27	-	-	23	28	4	27	-	-	-

（注1）当組合は、山形県内に限定した事業活動を行っており、かつ、貸倒引当金の対象となる貸出金に係るエクスポージャーは国内に限定されているので、「地域別」の区分は省略しております。

（注2）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	300	1,870	100	2,299
10 %	-	802	-	902
20 %	602	2,005	2,259	559
35 %	-	215	-	201
50 %	1,098	-	700	-
75 %	-	57	-	113
100 %	94	2,144	-	2,525
150 %	-	-	-	-
250 %	-	-	-	3
1,250%	-	-	-	-
その他	-	27	-	-
合 計	2,096	7,124	3,059	6,605

（注1）格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

（注2）エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

（注3）コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（注4）「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成24年	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		69	57	99	299	-	-
	①ソブリン向け	-	-	99	299	-	-
	②金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	③法人等向け	69	57	-	-	-	-
	④中小企業等・個人向け	-	-	-	-	-	-
	⑤抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
	⑥不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	⑦三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
	⑧出 資 等	-	-	-	-	-	-
	出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	⑪そ の 他	-	-	-	-	-	-

（注1）当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

（注2）上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含んでおりません。

（注3）「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項ありません

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません

■出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2	2	1	1
非上場株式等	10	10	10	10
合 計	12	12	12	12

（注）全信組連の出資金については、非上場株式等を含めて記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	平成24年度	平成25年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
償 却	-	-

（注）損益計算書における損益の額を記載しておりますが、当組合では該当ありません。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
評価損益	152	196

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」として、その他有価証券の評価損益を記載しております。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
評価損益	-	-

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社株式の評価損益のことで、当組合では該当ありません。

■金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△126	△146

（注）金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスクを見るものです。当組合では、金利ショックを保有期間1年、観測期間5年の99パーセント値または1パーセント値として金利リスクを算出しております。

預金商品ならびに融資商品について

組合員の皆様の多様なニーズにお応えできるよう、各種の預金商品ならびにご融資の商品を取り揃えております。なお、金利、条件等が変動する場合がありますので、最新の商品のご案内については当組合のホームページをご参照ください。（<http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>）